

「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について

平成28年1月27日
経 済 産 業 省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第186回国会（通常国会）においては、電気の小売業への参入の全面自由化を主な内容とする電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）が成立しました。

改正法により、電気事業法における事業類型を一新するため、例えば、改正前の電気事業法における事業類型を前提に制定している省令については、改正後の電気事業法の事業類型に応じた改廃等を行う必要があります。改正法の施行日は平成28年4月1日としておりますため、このような、改正法の施行に伴う関係省令の整備などを本省令案において措置したいと考えております。

つきましては、本省令案について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・ 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成28年1月27日（水）～平成28年2月25日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語でご記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

パブリックコメント担当 宛

(2) FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：(03) 3580-3675

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：denzi-pub-comme@meti.go.jp

(件名は「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案」として、意見提出用紙を添付してお送りください。)

※なお、お電話での意見提出はお受けいたしかねますので、予め御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先等（住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス等）を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめお含みおきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

